図：税関による模倣品の取り締まり手続きフロー

香港税関への侵害品の登録

登録には、香港内で侵害品が現に存在していることが必要

- 権利者による侵害品の発見　⇒　登録申請、告発と同時に申請可能
- 税関の検査を通じた侵害品の発見　⇒　香港税関から権利者に登録要請
- 第三者による情報提供・通報　⇒　香港税関から権利者に登録要請

↓

被疑侵害品の差止め・摘発

税関が被疑侵害品を差止め・摘発する場所

- ボーダー（コンテナ積み替えも対象）
- 香港内（香港全域が対象）

↓

被疑侵害品の真贋判定

権利者が登録時に任命した鑑定人が被疑侵害品の真贋判定を行う。

↓

刑事訴訟手続き

香港税関が被疑侵害者に対して刑事責任を追及すると決定した場合、検察庁が当該事案を引き継ぎ、刑事訴訟手続きが行われる。

↓

刑事法廷の決定

刑事法廷により、被告人の行為が有罪か無罪かが決定される。

有罪の場合

裁判所は物品（侵害品）を没収する。罰金と拘禁の判決を下す。

無罪の場合

有罪でなくても、裁判所は、物品を没収する権限を有する。また、裁判所は、被告人に物品を返還することもできる。

出所：香港知的財産保護マニュアルを基に作成

禁無断転載 COPYRIGHT (C) 2025 JETRO. ALL RIGHTS RESERVED.